

○総合計画とは

総合計画は、市民と行政にとって、まちづくりを進める指針となるもので、目指すべき都市像を描き、その実現に向けた目標や必要な方策を定めたものです。

現在進行している「第四次川越市総合計画」は、「川越市総合計画策定条例」に基づき策定した計画で、平成 28(2016) 年度以降 10 年間のまちづくりを進める指針となるものです。この計画に沿って、社会の動向に即応し、自らの在り方を考え、市民とともにまちと暮らしを築くという重要な役割を担っています。

○総合計画の変遷

昭和 44(1969) 年に、地方自治法が改正され基本構想を定めることが義務づけられたことにより、本市では、昭和 47(1972) 年に「総合振興計画」を策定しました。その後、「総合振興計画」は社会情勢の変化に伴い、昭和 58(1983) 年度から「総合計画」に移行しました。平成 8(1996) 年度からは同 17(2005) 年度を目標年次とする第二次川越市総合計画を、平成 18(2006) 年度からは同 27(2015) 年度を目標年次とする第三次川越市総合計画を策定し、まちづくりに取り組んできました。

この間、平成 23(2011) 年には、地方公共団体の自由度の拡大を図る等のため、地方自治法が改正され、基本構想を定めることの義務付けがなくなりました。このような中、川越市では、総合計画がまちづくりの指針となる重要な計画であることに鑑み、平成 26(2014) 年に「川越市総合計画策定条例」を制定し、現在は、この条例を策定根拠とする第四次川越市総合計画が進行しています。

■参考 1 総合計画の策定根拠

- ・昭和 44(1969) 年 地方自治法の一部改正により基本構想の策定義務の創設
- ・平成 23(2011) 年 地方自治法の一部改正により基本構想の策定義務の廃止
- ・平成 26(2014) 年 川越市総合計画策定条例の制定
※条例第 3 条 『市は、総合計画を策定しなければならない。』

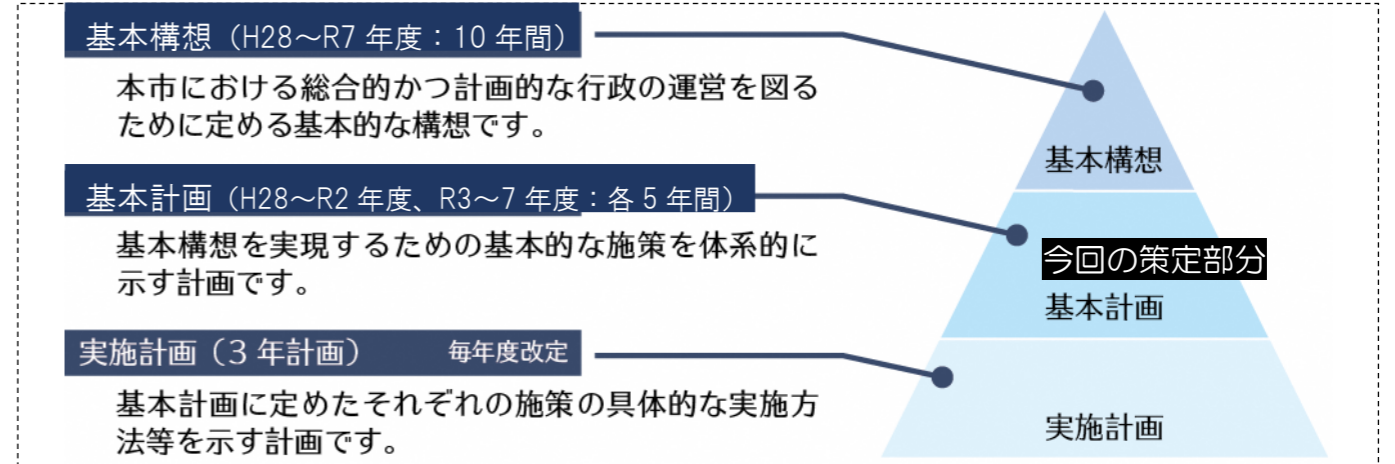
■参考 2 川越市の総合計画

- ・川越市総合振興計画 昭和 47(1972) 年度～昭和 60(1985) 年度【計画期間 14 年】
将来都市像「川越の住民であることに誇りをもてる都市」
- ・川越市総合計画 昭和 58(1983) 年度～平成 7(1995) 年度【計画期間 13 年】
将来都市像「明るい未来をつくる緑豊かな国際性のある文化都市」
- ・第二次川越市総合計画 平成 8(1996) 年度～平成 17(2005) 年度【計画期間 10 年】
将来都市像「自然と歴史を生かし、市民がいきいきと、新しい暮らしを創造するまち」
- ・第三次川越市総合計画 平成 18(2006) 年度～平成 27(2015) 年度【計画期間 10 年】
将来都市像「ひと、まち、未来、みんなで作る いきいき川越」
- ・第四次川越市総合計画 平成 28(2016) 年度～令和 7(2025) 年度【計画期間 10 年】
将来都市像「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」

○第四次川越市総合計画

現在、平成 28(2016) 年度を初年度とする 5 年間の前期基本計画が進行していますが、次の 5 年間を見据えた後期基本計画の策定作業を進めているところです。

■参考 3 第四次川越市総合計画の構成



■参考 4 基本構想の構成、基本構想と基本計画の関係

